

玉東町への転入者を対象とした 住宅取得補助制度ができました

玉東町では、町外から転入した人を対象に、住居購入やリフォームなどに必要な経費の一部を助成することにより、人口の増加を図り、町の活性化を推進するために「玉東町定住促進補助金」を平成30年4月1日から開始することとなりました。

補助金の交付対象

下記の条件をすべて満たす場合、補助金の交付対象となります。

【対象世帯についての条件】

- 1、転入者が、町内に新築や中古物件を購入またはリフォームし、その住宅に5年以上定住すること。
※転入者とは、玉東町外に1年以上居住し玉東町内へ転入した世帯。
- 2、世帯が税金を滞納していないこと。

【対象住宅についての条件】

- 1、居室、台所、トイレ、風呂の設備があること。
- 2、公的機関から土地や住居の購入について、補助金（補償金なども含む）を受給していないこと。
例：住宅の移転補助または移転補助の対象となった住宅の代替えとして住宅の取得をしようとする人でないこと。

【その他の条件】

転入後、1年以内に申請すること

補助金額

下記(A)～(C)にかかる費用の1/2を補助します。

- (A) 住宅新築、新築建売住宅購入（補助上限額25万円）
- (B) 中古住宅購入（補助上限額15万円）
- (C) リフォーム（補助上限額15万円）

※(A)～(C)の補助金を重複して受け取ることはできません。※(C)は空き家バンクに登録された物件に限ります。

その住居に同居する親族に高校生(18歳)以下がいる場合さらに+5万円!!
(1世帯につき上限5万円)

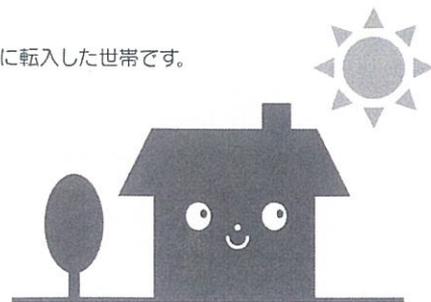
例：中古住宅を購入した人でその住居に同居する親族に高校生以下の子どもが2人いた場合は、最高で20万円（15万円+5万円）の補助金が交付されます。

制度開始日

平成30年4月1日 ※補助金の交付対象は平成30年4月1日以降に転入した世帯です。

その他

- 下記のいずれかに当てはまる場合、補助金を返還。
- (1) 上記交付対象の条件を満たさなくなった場合。
※5年以内に移住したなど。
 - (2) 虚偽の申請、その他不正行為があった場合。



※申請方法について、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 企画財政課 ☎85・3188